

流山市水防計画 今回の修正概要

(前回修正：平成24年4月)

＝ 背 景 ＝

- ・平成26年度までの流山市の組織では下水道所管2課は建設部の河川班で水防活動を行うこととなっていました。市長部局のスリム化と下水道事業の経営効率を上げるため、それまであった水道局を上下水道局に変え下水道所管2課を取り込み公営企業会計による経営を開始した。
- ・このことから、水防活動初動から応援要請ができた下水道所管職員が抜けたため、人員確保の必要性から平成27年度は都市計画部への応援要請に切り替え活動することとなる。
- ・平成24年以降、平成24年7月の九州北部豪雨や平成26年8月の広島市豪雨による土砂災害、など人命に係る災害が発生し、呼応する形で水防法の改正が行われてきました。また、平成27年7月の水防法の改正では上下水道管理者の水防活動への協力が追記されました。
- ・この水防法の改正により、上下水道局への協力要請が可能となったことから、今回の流山市水防計画の修正において水防本部に上下水道事業管理者を本部員として新たに組入れ、上下水道局の経營業務課に統合された下水道業務課を建設部の河川班から削除した。

＝平成24年4月以降の主な水防法の改正＝

- ・平成23年12月の改正
東日本大震災により津波に関する事項の明確化、水防活動従事者への安全配慮が明記される。
- ・平成26年4月の改正
気象変動による豪雨や台風強度の増大、河川施設の老朽化、クリーンエネルギーの必要性の高まりにより、河川管理者の水防活動への協力、自主防災活動の促進、再生可能エネルギーの導入増大が明記される。
- ・平成27年7月の改正
近年の洪水、高潮に加え内水に起因して想定を超える浸水被害が多発していることから、水防法に「雨水出水」(法第1条・2条)が追記され、内水はん濫も水防法に取入れられ、合わせて上下水道管理者の水防活動への協力義務が明記された。